

第 1 回

札幌市ユニバーサル推進検討委員会

議 事 録

日 時：2023年11月8日（水）午前10時開会
場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 ホール6D

1. 開 会

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 皆様、おはようございます。

本日は、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開始時刻となりましたので、第1回札幌市ユニバーサル推進検討委員会を開催したいと思います。

私は、座長選出までの間、進行を務めさせていただきます札幌市まちづくり政策局ユニバーサル推進室長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 初めに、小角まちづくり政策局長よりご挨拶を申し上げます。

○小角まちづくり政策局長 皆様、おはようございます。

札幌市まちづくり政策局長の小角でございます。

第1回目となります札幌市ユニバーサル推進検討委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まずは、皆様におかれましては、大変お忙しい中、札幌市ユニバーサル推進検討委員会の委員をお引き受けいただきまして、深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

皆様もご承知のとおり、昨年、札幌市は市制施行100周年を迎えたところでございます。これまでの100年間というのが、やはり、先人たちの努力によりまして、様々な時代の変化あるいは困難を乗り越え、197万人という人口を抱える世界に名立たる大都市へと発展したところでございます。

しかしながら、この札幌市の197万人の人口は、2020年をピークに既に減少局面を迎えております。併せて、少子化あるいは高齢化と相まって、2040年代には65歳以上の人口が全体の4割を占めるということが見込まれております。そのほかにも、価値観とか生き方とか、こういったものの多様化、それから外国人住民の増加など、こういうような大きな変化が訪れておりまして、まちづくりの大きな転換期となっているところでございます。

このような状況の中、次の100年を見据えまして、魅力や活力にあふれるこのまちを後世に引き継いでいくためには、やはり、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、誰もが、お互いの価値観や生き方を知り、認め合い、支え合う共生社会の実現が必要不可欠である、そのように考えているところでございます。

このような考えの下、札幌市では、昨年10月に、まちづくりの基本的な指針であり、札幌市が策定しております行政計画のうち最上位の計画となります第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのビジョン編を策定したところでございます。この中では、従前の分野別の取組の前段として、各分野に共通する重要概念の一つとしてユニバーサル（共生）を掲

げたところでございます。今後、様々な取組を通じまして、このユニバーサルという概念を、行政だけではなく、市民の皆様、そして企業の皆様と共有し、社会全体の価値観を高めていく、そういう取組を通じまして札幌市におけます共生社会を実現してまいりたい、そのように考えているところでございます。

本検討委員会では、共生社会の実現に向けた核となる取組といたしまして、（仮称）共生社会推進条例の策定に向けた議論をはじめ、札幌市におきます今後のユニバーサル関連施策の方向性についてご意見をいただく予定となっております。来年度末までの長期間にわたり皆様の貴重なお時間をいただくこととなりますが、共生社会の実現に向けまして忌憚のないご意見をいただければ幸いと考えております。

以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

今後の議論に向けまして、ぜひともよろしく願います。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 大変恐縮ではございますが、小角は、公務の都合によりまして、ここで退席させていただきます。

○事務局（小角まちづくり政策局長） 大変申し訳ございません。よろしく願います。

〔小角局長、退席〕

3. 検討委員会の概要説明

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、資料1に基づき、本検討委員会の設置目的等の概要を推進担当課長の松原から説明させていただきます。

○事務局（松原推進担当課長） ユニバーサル推進室推進担当課長の松原です。どうぞよろしく願います。

それでは、私から、資料1、札幌市ユニバーサル推進検討委員会の概要についてご説明いたしたいと思います。

まず、1の検討委員会の目的等についてです。

本検討委員会は、共生社会の実現に向けて札幌市が制定を目指します（仮称）共生社会推進条例のほか、ユニバーサル関係施策の目標や取組の方向性について、委員の皆様からご意見をいただくために設置した委員会であります。

本検討委員会は、指名委員12名、公募委員2名の計14名で構成されております。

続いて、2の委員の任期についてであります。

委員の任期は、多くの委員が委嘱の日から令和7年3月31日までとなっておりますが、所属等の関係等から、一部の委員につきましては、一旦、令和6年3月31日までの委嘱となっております。

続きまして、3の検討委員会の役割についてです。

先ほど申し上げましたとおり、検討委員会では（仮称）共生社会推進条例に関するご意見のほか、後ほど詳細をご説明いたします（仮称）ユニバーサル展開プログラムを基に、

市の今後の個別施策に関する意見をいただきたいと考えております。

続きまして、4の検討委員会の開催方法等についてであります。

本日と同様に、今後も本検討委員会は公開の場で行わせていただきます。

また、資料等、それから議事録は、後日、札幌市ホームページに掲載する予定であります。

続きまして、5の会議の進行方法についてです。

会議につきましては、多数決により何かを決定いただくというようなものではなく、各委員にご意見を賜りながら反映させていく、言わば相互理解により進めていくことを想定しているところでございます。

続きまして、裏面に移っていただきまして、6の市の附属機関等におけるご意見の集約についてというところでございます。

(仮称)共生社会推進条例の制定に関しましては、札幌市福祉のまちづくり推進会議、札幌市男女共同参画審議会、札幌市社会福祉審議会、札幌市子どもの権利委員会、札幌市アイヌ施策推進委員会といった市の関係する附属機関においてもご意見を頂戴し、集約していきたいと考えております。

また、令和6年度、来年度につきましては、多様な立場にある方を交えたワークショップ等の市民参加事業、こういったものも併せて実施していく予定となっております。

これらの機会でご得られましたご意見は、本検討委員会にも、適時、共有してまいりたいと考えております。

資料1のご説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(山内ユニバーサル推進室長) ここまでの説明についてご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

4. 委員の紹介

○事務局(山内ユニバーサル推進室長) それでは、次に、委員の皆様をご紹介します。

次第の次のページに、委員の一覧を掲載しております。

本日は時間も限られておりますので、着席のままご挨拶をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、精神保健福祉コンサルタント、M e n t a l - C o n s u l 代表の相内雄介委員。

○相内委員 M e n t a l - C o n s u l の相内と申します。

自分は仕事をいろいろやり過ぎていて自己紹介が難しいのですが、児童福祉、生活困窮者福祉、精神保健福祉といった分野のスーパーバイザーとかケースアドバイザーの仕事をやらせていただいております。多分、現場に出ていない人間のスーパーバイズなんて信頼

性がないと思いますので、フリーのソーシャルワーカーみたいな形で福祉の現場にもどんどん出ております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香博文委員です。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。

私は、右大腿切断で義足を着用している障がい当事者になります。

よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、札幌大谷大学副学長社会学部地域社会学科教授の梶井祥子委員でございます。

○梶井委員 札幌大谷大学の梶井でございます。

社会学を専門としております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授の北原モコットウナシ委員です。

○北原委員 初めまして、北海道大学の北原と申します。

私は、アイヌの宗教を研究してきたのですが、近年は、フェミニズムとか、障がい学とか、セクシュアルマイノリティ、あるいは在日外国人などの研究を参照しながら、マイノリティの視点を取り入れた研究というのを試みているところです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会の佐藤理良委員でございます。

○佐藤委員 札幌市社会福祉協議会の佐藤と申します。

私は、在宅の介護事業部門と地域包括部門を担当させていただいておりますが、社協としては、地域福祉を担う社協ということで事業を進めさせていただいておりますので、少しでも皆さんのお役に立てればと思っております。

よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、北海道大学理事、副学長の高橋彩委員でございます。

○高橋委員 北海道大学で国際担当の理事、副学長を務めております、高橋と申します。

教員としては、長らく国際教育に携わってまいりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、公募委員の道下淳子委員でございます。

○道下委員 私は、介護保険外、医療保険外のサービスを提供している会社をやっております看護師の道下と言います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、北海学園大学経済学部地域経済学科教授の宮入隆委員でございます。

○宮入委員 北海学園大学の宮入隆です。よろしくお願いいたします。

私の専門は農業経済学で、その立場から、労働力不足問題の一環として外国人労働者の受入れについて、特に道内農村各地で実態を調査しながら研究してきました。

よろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、さっぽろレインボープライド実行委員会実行委員長の柳谷由美委員でございます。

○柳谷委員 さっぽろレインボープライド実行委員会の柳谷と申します。

私自身、本業は、作業療法士として12年ほど精神科の分野で働きながらLGBTQの活動を行わせていただいております。

私自身もLGBTQの当事者で、レズビアンとしてオープンにしながら活動をさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 続きまして、公募委員の山口弘子委員です。

○山口委員 2020年にはり師の免許を取って、今、札幌の郊外で開業しております山口と申します。

全盲の視覚障がいがあって、今日の名刺交換でも、どなたからもらってどなたに返したのか分からない状態で、また、名刺も切らしてしまいましたが、次回持ってきますので、ぜひ受け取ってください。

よろしくお願いいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 今お話がありましたように、山口委員は全盲でございますので、これから先の検討委員会の発言に際しては、極力、ご自身のお名前を言ってから発言いただくと山口委員も理解が進むと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、札幌アイヌ協会共同代表の結城幸司委員でございます。

○結城委員 札幌アイヌ協会共同代表の結城幸司と申します。

個人的には、版画もしくは立体の制作をしております。現在を生きるアイヌとして、時代と向き合い、そしてこの都市と向き合う、そんな活動をしていきたいと思っています。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） ありがとうございます。

本日、14名の委員のうち3名が欠席でございます。お名前だけご紹介させていただきますが、一覧の3段目のところから、札幌医療大学保健医療学部作業療法学科教授の池田望委員、北海学園大学法学部教授の加藤信行委員、そして、ユニバーサルデザイン（有）環工房代表取締役の牧野准子委員、3名の方が欠席でございます。

続きまして、事務局でございます。

ここまでご挨拶させていただきましたまちづくり政策局長の小角、それから、ユニバーサル推進室長の私、山内、推進担当課長の松原のほか3名の事務職員がおりますので、ご紹介をさせていただきます。

推進担当係長の三浦です。

○事務局（三浦推進担当係長） 三浦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 同じく、係長の宮本です。

○事務局（宮本推進担当係長） 宮本と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 担当の菊地でございます。

○事務局（菊地職員） 菊地と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） また、本日は関係課もオブザーバーとして会議に出席しております。出席者は、札幌市役所出席者一覧にもございますが、国際部交流課、アイヌ施策課、男女共同参画課、高齢福祉課、障がい福祉課、子どもの権利推進課、以上、六つの課から職員が出席しておりますので、必要に応じて、適宜、発言をさせていただきたいと思ひます。

この検討会議の開催には、検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席を必要としておりますが、本日の出席者は委員総数14名のところ11名の出席となっておりますので、会議が成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

ここで、傍聴席と報道席の皆様にご連絡がございます。

場内の撮影につきましては、この後、行う予定の座長、副座長の選出までとさせていただきます、それ以降の撮影はご遠慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

5. 座長及び副座長の選出

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） それでは、本委員会の座長と副座長の選出を行いたいと思ひます。

検討委員会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、検討委員会委員の互選により座長と副座長を置くこととしております。

どなたか、ご推薦のある方がいらっしゃいましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○浅香委員 座長には、札幌大谷大学副学長の梶井委員を、副座長には北海道大学副学長の高橋委員を推薦いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） ありがとうございます。

ただいま、浅香委員から、座長に梶井委員、副座長に高橋委員とのご推薦がありました。が、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） ありがとうございます。

皆さんにご賛成いただきましたので、梶井委員に座長を、高橋委員に副座長をそれぞれ引き受けていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

それでは、梶井座長と高橋副座長は、座長、副座長席にお移りいただきますよう、よろしく願いします。

〔座長、副座長は所定の席に着く〕

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） ありがとうございます。

それでは、ここからの進行については梶井座長をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○梶井座長 改めまして、梶井でございます。

ただいまご指名をいただきましたので、本委員会の座長を務めさせていただきます。

本当に重要な会議ですが、私といたしましては、次世代に向かって明るさと温かさを示せるような、そんな共生社会の形を示していければというふうに考えております。皆様のご協力をいただきまして、順調に進めていければなと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○高橋副座長 改めまして、高橋でございます。

梶井座長をお助けして、この会議で、有益な、そして活発な議論ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

6. 資料説明及び質疑応答

○梶井座長 それでは、早速、議事次第に沿って進めさせていただきますと思います。

お手元の次第の（５）まで終わりましたので、（６）資料説明及び質疑応答という順番になってまいります。

それでは、まずは資料の説明ということで、事務局のほうから、資料２のご説明をお願いいたします。

○事務局（松原推進担当課長） それでは、私から、資料２に基づきまして、（仮称）共生社会推進条例の検討についてご説明させていただきます。

まず、資料２の１の条例制定の背景について、大きく四つの視点からご説明をしたいと思います。

まず、（１）国の動きです。

国におきましては、共生社会の実現に関し、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、いわゆるバリアフリー法を平成１８年に制定しております。また、平成２５年には、いわゆる障害者差別解消法を制定し、障がいを理由とする差別解消に取り組んでいるほか、平成３１年には、アイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進などを進めてまいりました。さらに、今年の６月には、いわゆる認知症基本法やL G

B T理解増進法を次々と制定するなど、共生社会の実現につながる法整備が着々と進められているところでございます。

こうした個別の分野における立法例だけではなく、平成30年には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律、ユニバーサル社会実現推進法を制定し、下に記載のとおり、その実現を目指すべきユニバーサル社会というものが掲げられるなど、国を挙げて様々な視点から取組が強化されています。

続きまして、(2)の他自治体の状況です。

鎌倉市や兵庫県など、全国各地で共生社会の実現に向けた条例制定の動きが活発化しております。

詳細につきましては、別途配付の資料4の参考資料集に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、(3)札幌市の状況です。

札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところですが、主に次のような課題を抱えています。

まず、1点目は、札幌市の人口は減少局面を迎えておりまして、2040年代には高齢者人口がピークとなり、全体の約4割を占めることが予想され、日常生活で制限を受ける方が増加することが見込まれております。

また、2点目は、障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合が約3割という低い割合で推移しているということがございます。

また、3点目は、地域における多世代交流が重要と考える市民が少ないことが明らかになっておりまして、地域意識が希薄化しているという点がございます。

4点目は、今後は、労働力不足に伴い、国の外国人材の受入れ拡大により、市内で暮らす外国人が増加していくことが予想され、多文化共生の推進が課題となっております。

5点目は、令和3年度に実施した市民意識調査では、男女の地位の平等感に関し、社会全体で平等になっていると答えた市民の割合が10.6%と低い状況となっております。

最後に、6点目になりますが、令和2年に実施した市民意識調査では、アイヌ民族について知っているとした市民の割合が89%にとどまっている状況であります。

以上、ここでは主な課題として六つを挙げさせていただいております。

続いて、(4)の条例の検討に向けた動きになります。

これまで述べてきたように、共生社会の実現に向けた課題が多様化かつ複雑化していることに加えまして、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、国や他自治体の動き等も踏まえまして、札幌市では、先ほども話がありましたが、最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)におきまして、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げました。また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとしてユニバーサル(共生)を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、誰もが互いに個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会、共生社会を実現していくことを明記し

ました。

こうした状況を踏まえまして、市長公約におきましても（仮称）共生社会推進条例の制定が掲げられ、条例制定に向けた検討を進めていくこととしております。

続きまして、次のページに移りまして、2の条例の制定目的についてです。

札幌市が多様性と包摂性のある都市を目指していくためには共生社会の実現が必要と考えておりますが、これに当たっては、市民・事業者・行政の協働が不可欠と考えております。この協働を促していくためには、それぞれが異なる方向の下で取組を進めていくことのないように、共生社会の実現に向けた基本理念ほかを共有した上で、連携し合いながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要と考えております。

そこで、本条例におきましては、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることなどによりまして、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていく、このことを目的として条例の制定を目指したいと考えております。

続きまして、3の条例の基本的方向性の案について、三つの視点からご説明させていただきます。

まず、（1）の共通理念の設定についてであります。

札幌市としましては、理想の共生社会の実現に向けて必要となる共通理念をこれからみんなで作り上げて、これを条例に明記してまいりたいと考えております。

例として、ここでは鎌倉市と兵庫県の条例の抜粋を掲載しております。読み上げは省略させていただきますが、これらの自治体の基本理念などを参考にしながら、共生社会の実現に向けて重要だと思うことや考え方につきまして、本日、後ほど皆様からご意見を頂戴したく思います。

続いて、ページをめくっていただきまして、中段辺りになります。

（2）の共生社会の実現に向けた決意の表明、共通理念の浸透についてであります。

札幌市としましては、本条例を通じて、市民・事業者・行政によるオール札幌で共生社会を実現していくというその決意を内外に示すとともに、先ほどの共通理念を広く浸透させてまいりたいと考えております。

そして、（3）の既存の関係施策の枠組みを超えるまちづくりの方向性の提示についてであります。

（仮称）共生社会推進条例におきましては、札幌市福祉のまちづくり条例や札幌市男女共同参画社会推進条例など、共生社会の実現につながる関係条例や関係の個別計画に基づく既存の関係施策、この枠組みを超えるまちづくりの方向性を示したいというふうを考えております。共生社会の実現に係る各種の取組と連携し、加速化させていくものと思っております。

最後に、資料の4、今後のスケジュール（想定）についてであります。

条例の制定に向けた今後のスケジュールにつきましては、記載のとおり想定してござい

す。（７）のとおり令和７年４月１日の条例施行を目標に置きまして、それまでの検討の流れも含めまして、検討の状況によりましては変更となる場合があることをご承知おきいただければと思います。

資料２のご説明は以上となります。

○梶井座長 ありがとうございます。

ただいま、資料２に基づきまして、札幌市がこれから目指す共生社会推進条例について、どうしてその制定を目指すことになったのかという背景のようなことも含めてご説明いただいたかと思えます。

ただいまの資料２のご説明について、ちょっとここが分かりにくかったとか、そういうところがありましたら、皆様のほうからご質問などをお出しいただきたいと思えますけれども、ここまではよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、資料３についてご説明をいただきたいと思えます。

○事務局（松原推進担当課長） 続きまして、資料３、（仮称）ユニバーサル展開プログラムの策定についてになります。

まず、資料３の１の策定の趣旨についてであります。

ユニバーサル関係施策は、障がい、性別、高齢者、子ども、国籍（多文化共生）、民族等の本当に多岐のテーマにわたりまして、これまでは市役所の各所管部署がそれぞれ取組を推進してきたところでございます。

第２次戦略ビジョンに掲げる、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会、共生社会の実現に向けましては、これらのテーマに関する施策を着実に進めていくとともに、複雑化かつ高度化する課題の解決を図るという観点から、施策の全体像を把握し、施策間の連携を進め、総合的かつ計画的に取組を進めていくことが必要と考えております。

そこで、第２次戦略ビジョンの計画期間の終期、２０３１年度となっておりますが、ここを見据えつつ、令和５年１０月に策定された同ビジョン（戦略編）のユニバーサル（共生）プロジェクトに掲げる施策を確実に遂行していくために、今後、（仮称）ユニバーサル展開プログラムというものを策定したいと考えております。

この展開プログラムは、下の米印に記載のとおり、現在、パブリックコメントを行っており、今年中に策定予定となっております札幌市全体の個別事業をまとめた実施計画、いわゆるアクションプラン２０２３というものがありますが、そこに掲げる事業を踏まえまして、同計画に記載のユニバーサル関係事業等をピックアップし、見える化するような形のイメージを持っておりまして、そのようにお考えいただければと思います。

続いて、２の展開プログラムの策定に係る基本的方向性の案についてであります。

展開プログラムでは、第２次まちづくり戦略ビジョン（戦略編）のユニバーサル（共生）

プロジェクトに掲げる施策ごとに、ロードマップと、これに基づく個別事業一覧、そういったものを記載する予定でございます。また、ユニバーサル推進体制といたしまして、本年9月に市の庁内組織として札幌市ユニバーサル推進本部を設置しておりますが、そちらの設置などを改めて明記する予定となっております。このほか、ユニバーサル関係施策の推進に当たり必要となる市民、事業者等との協働の考え方、そういったものも記載する考えであります。

最後に、3の今後のスケジュール想定についてであります。

展開プログラム策定における今後のスケジュールにつきましては記載のとおりとなっておりますけれども、次回となる12月の第2回検討委員会におきまして素案といったものをお示しし、ご意見をいただいております。

このスケジュールにつきましては、先ほどの条例の検討と同じように少し変更になる可能性もあることをご承知おきいただければと思います。

資料3のご説明は以上となります。

○梶井座長 ありがとうございます。

ただいま、ユニバーサル展開プログラムの策定についてということでご説明をいただきました。

展開プログラムって何やという感じもありますけれども、まさに、共生社会を想定した中で個別的な事業をまた展開する、そういう意味で、そのことについても次回から本委員会で具体的にご意見をいただきたいという説明であったと理解いたしました。

文言でも結構ですが、皆様からご質問があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮入委員 展開プログラムというのが自分の中でまだ具体的なイメージがつかないのですが、例えば、昨年12月からでしたか、高橋副座長や私は、国際部の国際交流・多文化共生基本方針の検討会議に委員として参加（高橋委員は座長）しました。その全5回の会議が終わって、今、基本方針が取りまとめられているわけですね。こちら（ユニバーサル展開プログラム）は多岐のテーマにわたるということですが、外国人との多文化共生ということだと、国際部でも基本方針がつけられるということで進められておりますけれども、そういった別の部署のものもこの場で取り上げてそれぞれの施策とか展開方向の整合性を取りつつ、この条例とのつながりを考えていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○梶井座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） ご質問をありがとうございます。

展開プログラムについてでございますが、ユニバーサルに関する基本的な方向性だったり方針というところにつきましては、計画上では、先ほど来、何度か触れさせていただいております第2次戦略ビジョンのビジョン編なり戦略編ということでまとめさせていただいているのかなというふうに思います。まさに、今、宮入委員からお話のありました国際部の計画だったり、それから、ほかにも個別計画、分野別計画がいろいろある中で、市と

して具体的にやっていく事業というものが何百という形でありますけれども、それを踏まえて取りまとめたのがアクションプランという形になります。

ただ、それは、どうしても分野別になっていて、ユニバーサルという関係で言うと少し分かりにくいような部分もございいますので、当然、個別計画に基づく事業になってくるものですが、今回、改めてユニバーサルに関係するものをまとめるような形になろうかなというふうに思っています。ユニバーサル施策の一番根本的な市の施策というところ、それ以上のところにつきましては、今後の条例の中でまたご議論いただくことになってきますけれども、そこにひもづいてくる事業集というようなイメージということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○梶井座長 そうすると、ユニバーサルに関わる施策をまとめるということでございますけれども、それは、ユニバーサルに関わる施策をまた独自につくり上げることもあるということですか。それとも、まとめるというのは、各関係部署でいろいろな施策をつくっていらっしゃるわけですが、それを取りまとめるという意味なのか、どちらになりますでしょうか。

○事務局（松原推進担当課長） 我々ユニバーサル推進室ができてから、アクションプランということで、今後4年、5年でやっていく事業を整理する中で、ユニバーサル推進事業というようなものなどは事業として一部を位置づけておりますけれども、大枠としましては、やはり、ほかの関係施策でやっている事業がかなり多くあるので、バランスで言うと、かなり多くあるそういったものを整理する形がメインになってくるのかなというふうに思います。

○梶井座長 宮入委員、よろしいですか。

どちらにしましても、この展開プログラムというのは次回から徐々に具体化されたものが示されると思いますので、また、そこで皆様のご意見をいただければというふうに思います。

ほかに、資料3、もしくは2まで含めても結構ですけれども、ご質問はございませんか。

○北原委員 資料2、3にまたがって言葉の確認をしたいところがあります。

既に策定されたビジョンについては、これはもう文言が確定したものだと思いますが、これから展開していくプログラムなどの中には、例えば、資料3の1の1行目、障がい、性別、高齢者、子ども、国籍、民族等の多岐のテーマにわたりというふうにありますけれども、「等」の中にはもっといろいろな人々が含まれると思うのです。この場に委員として招かれている方々のことは検討していくという市の意図があるのだと思いますけれども、私としては、ここにちゃんと名前が出るのが大事だと思うので、やっぱり、セクシュアルマイノリティとか、こういうところにはっきり書くと安心だなというふうに思います。

それから、資料2のほうにちょっと戻らせていただいて、2ページの先ほど課題を整理していただいたところで、白丸の上から三つ目です。

外国人が増加していった多文化共生の推進が課題となるというふうに書いてありますが、多文化共生の推進は以前から課題だったというのが私どもの認識でして、いわゆるオールドタイマーとか、それからアイヌなどの様々な文化というのがこのまちにはずっとあったので、その共生というのはずっと課題であったというふうに思います。ですので、新しく策定される場所も、国籍に関して多文化共生が課題になるというよりは、これは民族にも関わってくるということかなというふうに思います。

また、具体的なプログラムを展開していく上で、もちろん基礎的な情報が必要になるわけですが、資料2の2ページに幾つか調査結果が並んでいて、白丸の四つ目では、男女の地位の平等感というものが調査されて、それから、アイヌ民族について知っている、知っていないとか、それから、一番上の白丸では、障がいのある人にとって暮らしやすいかなど、いろいろな視点で調査がされております。ただ、アイヌについては、まず、知っているのか、知らないのかという非常に大ざっぱなところしかまだ把握されていなくて、例えば、民族の平等感というものがあるのか、アイヌにとって暮らしやすいというふうに感じている人がどれぐらいいるのかというふうに、同じレベルで調査をしてデータをそろえる必要があるのではないかと思います。

ですので、今後、そのプログラムを策定していくに当たって、そういうような今分かっていないところを調査するとか、あるいは、調査が難しければ関係者から情報を得るとか、そういうステップを踏むことがあるとよいかなと思いました。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

これから向かってのご意見というところもあったかと思えますけれども、事務局から何かお答えになることがあればお願いします。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） ご意見をありがとうございます。

このユニバーサル推進室も、まさにこの4月に立ち上げて、我々も、この半年間、こうしたテーマについて内部でもいろいろ議論をしている中でありまして、今、北原委員からお話のあった民族とか性別とか障がいといったテーマ、分野に対して、どういうふうに焦点を当てて考えていくべきなのか、それはどこまでやったら100%の検討になるのかということでもいろいろ考えているところでございます。そこで、今、座長からお話があったように、そうした点について委員会の中でご意見としていただき、補っていただきながら、最終的によりよいものをつくっていきたいなというふうに考えております。

いろいろと至らぬところとか欠けているところがございますけれども、その辺はどんどんご意見をいただけたらというふうに思っております。

○梶井座長 まさに、共生社会を推進するということでございますので、そういうことに対しても我々は細やかに検討していきたいなと思っております。

私も第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定にも関わりましたが、細かいところは最終的に「など」でくくってしまうような、どうしてもそういうところがあったり

しますので、ここではそういうところも細やかに目配りをして進めていければというふうに思います。

ご指摘をありがとうございます。また、生かしていきたいと思います。

ほかに、資料2、資料3に関していかがでしょうか。

○浅香委員 ちょっと気になったのは、今、社会的障壁という概念で、障がいとか、ほかの関係のほうも言われておりますが、物的な社会的障壁と、偏見だとかに通じるような社会的障壁もあって、社会的障壁というのはもっともっといっぱいあると思うのですけれども、そういう点あまり盛り込まれていないなというのが気になっていました。人の心が動かないと物的障壁も解消されないということで、その辺ももうちょっとうたっているかなというふうに思っています。

また、先ほど来の説明で、いろいろな審議会だとか委員会の方の意見も集約しながら進めるということでしたが、私は、札幌市に限って言えば全ての部局が絡み合っているか、駄目だなというふうに思っています。ソフト的なこと、ハード的なこと、それぞれの専門分野がいろいろあると思うのですが、そういう体制の中でこのユニバーサル推進本部を設置するというふうになっていきますけれども、あまりこの部局はこの会議になじまないかなということがないように、やっぱり、聞くだけでも大きな進展になると思いますので、ぜひ、全ての部局に参画していただきたいと思います。せつかくのユニバーサル推進本部で、本当に、今、これからの時代に一番大切なことだと思っておりますので、力のあるユニバーサル推進室になって、各部局に負けないように、どんどん指導していけるような組織づくりをやっていただければありがたいなというふうに思います。

○梶井座長 まさに、ユニバーサル推進本部へのエールをいただいたかというふうに思いますけれども、強いリーダーシップを発揮していただきまして、札幌市の全庁の関係部署を横断できるような、そういったところの理念をこれから当委員会でも考えていければというふうに思います。

前段では、我々は漠然とよく社会的障壁という言葉を使いますが、物理的障壁と心の障壁の両方があるのだというご指摘もいただきました。特に心の障壁が取り払われなければ共生社会の推進は難しいというお話もいただきましたので、そういうご意見を踏まえた上でこれから意見交換に入ってまいりたいと思います。

それでは、皆さん、ほかに質問はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

7. 意見交換

○梶井座長 それでは、次第の(7)ということで、本日のメインになるかと思っておりますけれども、(仮称)共生社会推進条例に関して、条例の基本的な方向性、もしくは、それに必要な理念とか、そういうことについて皆様からご意見を伺う時間に入ってまいりたいと思います。

皆様には、事前にこういうことについてご意見を伺うということを事務局からお話ししていると思いますので、まずは、全員の皆様から、忌憚のないご意見を自由にいただきたいというふうに考えております。

ただ、そう言ってもなかなか難しいですね。最初から共生社会の大事なところとか、理念とか、最初にそこから行くのかという感じですがけれども、皆さんのいろいろなお立場から感じているところなど、本当に自由に何でもおっしゃっていただければというふうに思っております。

大体お1人3分以内でまとめていただくとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日、結城委員は所用がおりになって少し早めに退席なさるということでございますので、最初に結城委員にご意見を伺いたいと思います。

まず、結城委員、お願いいたします。

○結城委員 僕もまだ全体を把握し切れていないというか、スタートに立ったところなので、自分でも勉強不足なところもあり、本当に全体像がつかめておりません。ただ、一応考えていたのは、先ほど退席なさった小角局長が言われたとおり、世界に誇れるような都市である札幌でして、この一つの要素が豊かな自然に囲まれているということだと思えます。僕もいろいろなところへ旅をさせていただきましたが、やっぱり、豊かな自然に囲まれたこの札幌というまちはすごいなと思っております。

そういう自然に囲まれた都市で、やっぱり、自然から生まれた文化と、その自然が育んだアイヌ文化というものが、環境と自然という意味で橋渡しになるようなアピールが、今後、もっとできるようになったらいいなというふうに考えておまして、その共有する部分がこの札幌市と言うならば、そういう部分で私たちも少し貢献をしていくような流れを持ちたいなと思えます。さっきも、ただアイヌのことを知っているパーセンテージを把握しているということでしたけれども、それだけではなく、私たちからもアイヌ文化の価値観みたいなものをアピールできるような形に持っていきたいなとも思っております。

また、この時代ですから、情報過多で、情報により広がることもありますけれども、情報によって傷つけられたりすることもあります。そういうことも、大都市である札幌市がこの条例をうまく利用しながら乗り越えるものとしてあったらいいなというふうにも考えます。

それから、昔から考えているのですが、アイヌ文化というといつも共生、共に生きると言われていますけれども、それは昔からあるテーマなのですね。ただ、僕個人の考えですが、なぜか、僕らはいつも与えられていることばかりだなというふうに考えていて、こちらからも、例えば、アイヌ側、あるいは、障がい者、LGBTというところからも、これが共生、共に生きる社会なのだというメッセージを発信できるような、そういうこともこうした取組からできていけばいいなと思いました。

第1回なのでこんな意見で申し訳ないですが、そんなふうに考えました。

以上です。

○梶井座長 この会議にはいろいろなお立場の皆様が集まっていますので、まさにそういうところを大事にしていく、当事者の方からのメッセージを大切にしていこうということも心がけて重要視していきたいということが1点です。

それから、もう一つは、アイヌの皆さんがまさに歴史的、文化的に長く貢献してきた北海道の文化というものがありますし、また、それが非常に自然と絡んでいるのだというご指摘もあったかと思えますけれども、そこら辺を文言としてうまく表現できれば、また一歩進んだものになるのかなというふうにも感じたところです。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

〔結城委員、退席〕

○梶井座長 それでは、この後、相内委員から順にお願いいたします。

○相内委員 先ほど北原委員がおっしゃっていたことにもつながるのではないかと思いますけれども、やっぱり、いろいろな分野の方が参加いただいているということで、僕も、まず情報をすごく知りたいのですね。それは、概念を固定化したいからではなく、たくさんを知りたいなというふうに思っています。

私は、もともと友達がそんなに多いほうではないですが、仕事でもプライベートでも、LGBTQの方もアイヌの方もいるし、いろいろな宗教をバックボーンにした外国人の方も付き合っていくこともありますし、友達自体はやっぱりいろいろな方がいらっしゃるのので、僕は、そこで知った気になってはいけないと思っているのですね。やっぱり、一人一人のお話を聞くと、それぞれ皆さんが何をアイデンティティーにしているかとか、何を大事にしているかということは全然変わってきます。

ただ、もちろん、こういうお話を進めていく中では、定義づけに近いものはしていったほうがいろいろなことを進めていきやすいというのは分かるので、幅のある定義づけみたいなことができなければいいのかなというふうに思っています。例えば、私が関わっている児童福祉の分野で、ここ最近、ヤングケアラーとか、ケアリーバーとか、ギフトドとか、毎年のように新しい言葉が生まれているなというのをすごく感じています。でも、そうした名前がつく前から、そういうことに課題を持たれて、何か困ったことを解決したいなと思っている人たちはたくさんいたと思います。言葉が生まれることでいろいろなことが推進されていくことはもちろんメリットとして大事なことになるので否定するつもりは一切ないですけれども、言葉の定義が一つに固定化されてしまって、それが独り歩きしてしまっているのがすごく怖いと思うことがあります。

浅香委員が先ほど社会的障壁のお話をしてくださいましたが、障がいという言葉一つとっても、いわゆるその医学モデルに基づく障がいという言葉があって、多分、一般市民の方は障がいはそういうものなのだろうというふうに思っていると思うのです。別にそれを責めるつもりはないですが、ただ、いわゆる社会モデルと呼ばれるような、障がいが個人のものという概念ではなくて、社会にあるいろいろな障壁との相対的なものだというよ

うな考え方に触れて、そうか、障がいというのはそういう捉え方もあるのだということを知るだけでも、自分も含めて、多分、市民の意識は全く変わっていくと思います。ですから、そういう一つの言葉に縛られない幅のある定義というか、そうした理解を進めていけるような会になっていくといいのかなというふうに考えていました。

以上でございます。

○梶井座長 ありがとうございます。

次に、浅香委員、お願いいたします。

○浅香委員 先ほどほとんどお話ししてしまいましたので、次は何をしゃべろうかなと思っていました。

私は、小学校3年生のときに、事故で片脚を大腿から切断いたしました。私の母親は伊達で生まれ育ちまして、私も白老で生まれて3歳までそこにおりましたが、実は、小学校3年でだけがする以前のことは、記憶喪失というか、どんな行動をしていたのか、一切の記憶がなくなってしまっております。ですから、親から聞いた話ですが、白老にいた3歳までは、親が共稼ぎだったものですから、私は、知的障がいのある中学生ぐらいのアイヌの子に育てられたそうです。私は博文と言うのですが、ひろちゃん、遊ぼうって毎日のように来て遊んでくれたと言うのですね。そんな楽しい思い出もあったのかなと思って、記憶に残したいと思うものの、全てが消え失せてしまって残念だなと思っています。私の母親も、10歳下の妹を背負いながら伊達で尋常高等小学校に通っていたそうですが、その頃も半分ぐらいはアイヌの方がいらっしゃったようで、私の生まれたところと母親の関係もあって子どものときからそういうところにいたものですから、アイヌ民族の方に対しての偏見は全くありませんでした。

やっぱり、自分が障がい者だからということもあり、人にも偏見を持たない気持ちが自然と備わってきたのかなというふうに思っております。

そういうことで、嫌らしい言い方かもしれませんが、一番最初に偏見という言葉を使わせていただきましたけれども、今、相内委員がおっしゃったように、その対象というのですか、障がいのある方だとか、アイヌの方だとか、LGBTQの方とかも含めて、どういう方々のために社会的障壁をなくすためのユニバーサル施策を講じていかなければならないのかなというのは、私はまだちょっと分からないものですから、次回以降で示していただければありがたいかなというふうに思っていました。

取り留めのない話で、申し訳ありません。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

いろいろ示唆がありましたので、また後から触れることがあるかと思えます。

次に、北原委員、お願いいたします。

○北原委員 共生社会推進条例の策定ですとかプログラムの策定という話を伺いまして、私も大変期待しているところが大きくありまして、この場で意見を言わせていただけるこ

とをうれしく思っております。

資料2に書かれているいろいろな近年の政策の流れを見ていきますと、例えば、バリアフリーの推進とか、障がい者差別の解消とか、割と具体的な課題がこの政策名に表れていて、それに対して、アイヌについては誇りが尊重される社会の実現というふうにちょっとふわっとした名前になっているのですね。こちらのほうが包括的というふうに言うことができるのかもしれませんが、どちらかというと、文化振興とか文化普及というところに焦点が行っていて、いわゆるアイヌが感じているバリアとは何なのかとか、それを解消するためには何が必要なのかという検討はあまり進んでいないというのが私の実感なのです。ですので、この条例あるいはプログラムの策定に当たっては、やっぱり、アイヌにとってのバリアというものがはっきりとターゲットになるということを強く期待しております。

それから、相内委員のお話にあったように、やっぱり、知ることが望まれているし、それが大切だというのは私も全く同意見です。よく、マイノリティについて知ってもらいましょうという取組を何かすると、いわゆるモデルマイノリティというような、非常にひたむきで、健気で、ポジティブで、未来志向で、一生懸命頑張っていて感動を与えてくれるような人が紹介されることが多いのだと思うのです。しかし、ここでやるべきことというのは、感動を与えるということではなくて、本当に、どこにバリアがあって、そのバリアはなぜできているのかということを知ることが一番重要になるのではないかというふうに思います。

もう一つ、アイヌについて加えて言いますと、魅力発信という言葉がよく使われるのですね。それは、はっきり言えば経済振興であって、アイヌ自身のための施策とは必ずしも言えない。例えば、工芸品をつくっている方にとってはそれは歓迎すべき施策でしょうけれども、工芸家というのはアイヌの人口の中で数%いるか、いないかというところだと思いますので、ほとんどのアイヌにとっては、魅力発信というのは、何か、物すごく遠回りして自分にも何かいいことがあるかなという程度のものであって、やはり、アイヌのための施策というところからは少しずれているというふうに感じます。

私はよく言うのですが、例えば、障がい者の魅力発信とか、女性の魅力を発信しますという政策が出てきたら批判を受けると思うのですよ。魅力とは何だ、勝手に魅力を決めるんじゃないという批判が当然出るはずなのに、アイヌについては簡単にアイヌ文化の魅力発信というふうに言われてしまう。ですから、これは、やっぱり結構根本的なところから考え直す必要があるのではないかということを感じております。

それから、先ほど浅香委員のお話にあったように、白老にお住まいだったときに隣に暮らしていた知的障がいのあるアイヌの女の子と親しくなっていたということでしたが、アイヌであって、女性であって、それから知的障がいであるというふうに、マイノリティ性というのは一人の人間の中にたくさん重なって出てくるものです。ですから、本当は、個別に扱うというよりは、それはもう重なり合っているもので、障がい者も女性もセクシ

ュアルマイノリティもアイヌも、場合によっては外国人も結構重なっているということを考えて、連動できるような取組なのだろうというふうに思っております。

そして、では、なぜこういった人々がバリアを感じているのかということ、それをつくってきたマジョリティ社会に目を向ける必要がある。先ほど相内委員がおっしゃったように、まさに社会モデルの考え方というのが重要になってきますので、そこがこの条例の中でもはっきりと語られて、マジョリティ社会を見直すことでマイノリティが生活しやすくなるという視点をはっきり盛り込んでいただければというふうに思います。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、佐藤理良委員、お願いいたします。

○佐藤委員 資料2の2ページ目の上から二つ目の白丸に、地域意識が希薄化していますと書かれておりますけれども、札幌市は本当に地域意識というのが低くて、地方の都市とは比べ物にならないぐらい隣近所を知らないというのが現状かなと思います。札幌市のほうでもやっぱりここは問題視していて、地域づくりというところでいろいろ力を入れて動いているところで、社協もその辺に力を入れて動いてはいるのですが、意識を持っている地区というのは本当に少なく、まだまだ市民の中には浸透してっていないと思っています。

また、地域づくりがなされて、できている地域があったとしても、そのつくられた地域が住民の中に浸透していない、個々に浸透していないとか、あと、介護、医療といった専門の分野、また、その他の企業の方たちのところに浸透していないために繋がっていないというのが現状で、本当にもったいないなと感じています。お互いがそれぞれ繋がって、より効果的に市民の方たちの生活に浸透していったらいいかなと思います。

札幌市で地域ケア会議というのがあって、札幌市や地域包括支援センターが主催で会議を開催しています。関係機関の方たちとか地域の方たちも招いて、地域の課題を解決しようとか、個別の事例を用いながら、この方にとってどんなことが求められているのだろうか、行政としては何ができるか、企業としては何ができるか、福祉としては何ができるかというところを検討する場を持っておりますけれども、それは、年に数回とか、月に一度あればいいというような、本当に少ない開催しかできておりません。それが、本当に、気軽にちょっと集まって話をしようよというような、そんな機会にもっと繋がっていけばいいのかなと思います。ですから、この条例ができたことで、地域づくりだとか、お互いを理解し合って連携して繋がっていくきっかけになるような条例になればいいと思っています。

それから、お互いを理解するということでは、外国人の方たちのことですが、先日、介護の資格の養成校にお邪魔させていただいて授業を見学させていただきましたが、外国の方が数名いらっしゃいました。その方たちは、本当に流暢に日本語を話されていて、普通の日本の若い子よりも正しい日本語を話しているんじゃないかなと思うぐ

らいきちんとした日本語で、授業内容もしっかり理解されていました。そして、日本の学生よりも外国の学生のほうが理解度が高いという様なことをおっしゃっている先生もいらっしゃるぐらいで、私もその学生さんとお話をさせていただいて、今の外国の方たちはこんなに日本に溶け込んでいるのだなと感じました。

ただ、今までは、そういうふうに出会う機会がなかったので、やっぱり、外国の方が日本で働くことに対して、何となく、受け入れなければいけない、受け入れていこうというふうにも思いながらも、ちょっと戸惑う部分があるというのが本当のところの私の気持ちでした。ですから、周りのほかの方たちも多分そうなのではないかなと、接する機会がない、知る機会がないので同じ立場に立てないというのが、今の社会というか、札幌市の現状かなというふうにもそのとき思いました。

つまり、知る機会がたくさんあることで、本当に理解が深まって、抵抗なく受け入れていける、一緒に進んでいけると思っていますので、先ほども言いましたが、本当に、この条例ができることによって、その機会がたくさん設けられて、市民の方たちに地域共生社会というものの意識を高めていくことができるというのかなと感じておりました。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

道下委員、お願いいたします。

○道下委員 私は、看護師としまして、コロナの宿泊療養施設だったり発熱外来で働いてきました。その中で、コロナになってから理不尽な死とかをすごくいっぱい見てきて、日常は全然当たり前じゃないのだなということを感じました。

それで、病院でできることというのはやはり限られているので、介護保険、医療保険に頼らない保険外の看護をやりたいということで自分で起業することにしたのですが、やはり、看護師は病院で働くものという固定観念というか、イメージがあるように思いました。私も、アイヌ文化だったり、国際問題とか人種差別とか、そういうところはまだ専門的ではないので、今回、いろいろ勉強しながらやらせていただきたいと思っておりますけれども、そういう固定概念があって枠にとらわれている社会だよなというのは、看護師として働いていてすごく思っていました。

そして、障がいを持ったら終わりだとか、年を取ったらもう終わりと思う方がいるのですが、決してそうではなくて、いつかは我々も年を取って機能が低下して障がい者になるし、絶対、誰もが障がい者に向かって進んでいく中で、どのように自己実現をしていくかというのが大事なのだなと、やっぱり、後悔のない納得のできる最期を迎えるためにどう生きていくのかが大事なのかなというふうに思っています。

今、保険外看護と一緒に旅行支援もやらせていただいておりますけれども、やはり、(ハード面の)バリアフリーというのは限界があるのですよね。例えば、手すりを一つつけたにしても、右側にあるのか左側にあるのかでも全然違いますし、誰もが、100%、満足できるバリアフリーというのは絶対になくて、先ほどから皆さんがおっしゃっているよう

に、理解すること、ちょっとでもその人に興味を示そう、知りたいなということがすごく大事だなというふうに感じています。例えば、ホテルでバリアフリーのお部屋を取ったとしても、使う方によって、ある人にとってすごい完璧なお部屋であっても、ほかの人にとっては全然使えないものだったりします。そういうときに、ちょっとでも声をかけてあげたりとか、気にかけてあげられるような社会であってほしいなというふうに思っています。

やはり、知らないから、どう関わっていいのかも分からないのですね。海外に行ったら、困っていたら、みんな、割とフランクに声をかけてくれますが、日本の方は、障がい者とか何か困っている方がいるときには目をそらしがちなという部分はすごく感じていて、それは、どう関わっていいかが分からないから声をかけられない、見て見ないふりをしてしまうというところがあるのかなと思います。ですから、皆さんのことを知って理解するきっかけが必要だよな、知ればどうしていいのか分かるし、ちょっと声をかけてあげるだけでも、困っている方というのは気持ち的に満たされる部分もあると思いますので、ハード面もちろん大事ですが、やはり、心のバリアフリーも大切にしていける社会であってほしいなというふうに思っています。

先ほど佐藤委員が言われていたように、今は、いろいろないいものが点在していて、一つ一つはいいものを持っているけれども、それが個々であってつながって生かされていないということもすごい感じていたので、それが全部連携していけば、よりよいものになるのかなというふうに感じています。

それから、この条例も、やっぱり私の専門ではない部分があって、正直に言いますと、今お話を聞いていても何となくぴんとこなかったり、考えなかったらすとんと入ってこない部分も結構あるのですね。ですから、専門的な言葉が並ぶのではなくて、お年寄りからお子さんまで誰もが分かりやすい言葉で、みんながなじめるようなものであってほしいなというふうに思っています。

また、つくってしまって終わりなのではなくて、その条例を今後どう生かしていくのかという部分も、ここでしっかりと考えていけたらいいのかなというふうに感じています。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

宮入委員、お願いします。

○宮入委員 皆さんのお話は、この時点で勉強になることが本当にたくさんありました。私は、外国人労働者の問題を扱ってきて、外国人が増えたから多文化共生が必要だという形で話してしまったのですが、確かに、アイヌ民族も含めて、150年という長い札幌市の歴史の中で、もっと以前から多文化共生の問題もあったのだなと再認識しました。この会議の場で様々な問題を相対化する上でも、いろいろな立場の方々と話すというのは改めて大事なことだと思いますし、ここに参加させていただいて本当によかったなと思います。

本日まで共生社会推進条例というのは、理念条例であって、何となくほわっとした抽象的な話になるのだろうという認識でした。しかしながら、本日、この会議に参加して、多

岐にわたるテーマを包括的に話し合い、まとめるということは大きな意味があることだと理解しました。世代間の問題も含めると、マジョリティと呼ばれる市民であっても全員が当事者になります。高齢者だけではなく、子どもの問題も同様です。まず、この当事者意識をどう市民各自が持ちうるのか、また、この条例を全市民で共有しながら、マイノリティの方々の生きにくさ、生活のしづらさといった、本日伺ったようなお話を聞き、考えていくことが重要であると改めて実感した次第であります。

外国人労働者の場合、突然、日本という全く生活習慣や文化の異なる、しかも農村という生活インフラの弱い、日本人でも暮らしにくいところで生活するのですから、生活のしづらさですとか、困り事も出てきます。そういったことを聞き取って、調査研究を通じてそれらを多少なりとも改善していくことを自分としても考えてきました。ただ外国人労働者の問題に関わっていると、いつも、これって、外国人の問題なのかなと疑問に感じてしまいます。単に外国人の問題ではなくて、日本人自体も同様に様々な暮らしにくさとか生活の困り事というのがあって、それがたまたま外国人だから顕在化しているということだと思われる場合も多いです。

マイノリティの問題を受け止めて、それをみんなの問題として、つまり社会全体の問題として受け止めていく、そういった流れが、この共生社会推進条例の検討過程から全市に広がり、市民で検討成果を共有していくことが、多様性が強みとなる社会というこのビジョンが掲げる理念に近づいていくことになると思います。このことは、人口減少の問題とも表裏一体でしょうし、札幌市もそもそも多様性を受け入れないと持続可能性が危うい局面に入ってきたことを意味しているとも思うのですね。北海道の社会的課題として、人口減少も必ず出てきます。一方では、マイノリティの方々の意見にも耳を傾け、他方では、マジョリティの一般市民に対して、あなたたちも当事者であるという意識醸成にも意識しながら、どうやってこの条例を共有していくのか。それが重要だろうと本日のお話を聞いて認識しました。そして、今、道下委員からもありましたが、市民全体でそれを共有し、またフィードバックしたり、持続的に話す場を創出していくことも必要だと思いました。

今回、参考資料集の2ページ目に、検討会議と展開プログラムの関係がスケジュールとして示されています。展開プログラムを策定して、その後条例に関する市民参加型の事業を展開するとなっています。2024年3月までにまとめなければいけないので大変だと思いますけれども、単発的な事業を実施だけではなく、事業成果を市民で共有し、パブリックコメントも得て、より条例が市民全体で認知・共有され、またフィードバックして施策を実行する、今後そういう仕組みが確立されることを期待したいです。

最後に1点ですが、広報さっぽろの10月号が、ちょうど外国人市民の方々の特集記事となっていました。国際部の検討会議を通じて、町内会レベルでの関わりなどを促すために、外国人住民の存在を市民へ周知していく一手段として、今回のように広報誌という媒体も活用すべきという議論もありましたが、まさにそれを実現して広報さっぽろの中に入

れていただきました。これは（多文化共生・国際交流基本方針検討会議の場で）高橋副座長の進められてきたことが活かされたと思いました。小さいことですが、実際に検討会議で出てきた意見がこのようにちゃんと実行に移されたのは、素晴らしいことだと思っています。

広報さっぽろのような広報誌に目を通す若者は多くないですが、高齢者たちは結構見えますから、町内会等での情報共有においては今でも有効だと思います。

この場で検討されたことも、できるだけ広く外部に発信するために、広報誌も含めて様々な媒体・機会を通して行っていただくことを期待したいです。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます

柳谷委員、お願いいたします。

○柳谷委員 私も、今回、こういった貴重な場に参加させていただけるということで、すごくありがたいなと思っております。

私からは、まず最初に、北原委員から、条例とかそういった言葉の中で、民族などと、その「など」にくくられている目に見えづらいマイノリティの人たちもいるのではないかというお話がありましたが、私も、LGBTQの当事者として、この「など」にLGBTが含まれているのだろうと思っていたのに、載っていないのはちょっと悲しかったなということを正直な気持ちとして持っております。鎌倉とか、ほかの地域のそういった条例の中には、性的マイノリティとか、性的指向という言葉が入っていたりするので、ぜひ、そういったところも検討していただきたいなというふうに思いました。

あとは、資料2とか3の中に、地域住民、企業、行政などいろいろな人たちが連携していくことが大切だということが書かれていましたが、私自身、当事者としても、活動している身としても、すごくそういったことを感じています。現状では、LGBTQのコミュニティーと企業と行政というのがまだ点々としているというか、コミュニティーの中でも点々としているし、企業の中でもLGBTQの取組をしている企業もあれば、全く関心がない企業もそれぞれあつたりします。学校でもそうですが、一生懸命やっているところと全くそこまで至ってないよというところがまだまだすごくあつて、当事者としても、本当に、この場では生きやすいけれども、こっちは場では生きづらいとか、そういった状態が生まれてきてしまっているのが現状かなと思っています。ですから、コミュニティー間もそうですし、企業間もそうですし、そういった様々な人たちが連携して行って、本当に切れ目がないというか、そういったものができればいいのかなというふうに思っています。

それから、先ほど北原委員も言っていましたが、ダブルマイノリティとか、トリプルマイノリティとか、本当にいろいろな側面から見て、マイノリティだったりとか、マジョリティだったりとか、本当に全ての皆さんにそういうことが言えるのではないかなというふうに思います。

私ごとの話になりますけれども、最近、LGBTQの当事者であり、かつ、精神疾患の

あるダブルマイノリティの友人が自死してしまうというようなことがありまして、その方は、LGBTQのコミュニティーにいても、それから、病院だとか、そういった精神疾患の仲間たちと一緒にいても、どこにいても自分の居場所がないというふうに感じていたのですね。私にも何かできることがもっとあったんじゃないかなというふうに思ってしまった、友人として結構悲しい気持ちになってしまったのですが、LGBTQの課題というか、そういったことはまだまだすごくたくさんあるのかなと思うので、私も、この場で皆さんにお伝えできることがあれば、なるべくお伝えしていきたいなというふうに思っています。

あと、先ほど皆さんもおっしゃっていましたが、マイノリティの人たちが生きやすい社会というのは、マジョリティの人たちが生きやすい社会につながっていくというのは、私も本当にそうだなと思っています。誰かが生きやすい社会は誰かの生きづらい社会とか、そういうことではなくて、みんなが生きやすい社会をつくっていききたいなと思っていますし、私自身も、今回、この委員会の中で少しでも力になることができたらというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 皆さんと共通することがあるかと思っていますのですが、緊張するので原稿を書いてきました。読み上げさせてください。

あと、柳谷委員の話ですが、もしかしたら私の知り合いかなと思って、ちょっと動揺しています。

では、読み上げます。

私は、世界に友情の輪を広げて、平和な世界を実現するムーブメントを起こしたいと思っています。この夢をどうやってかなえようかと思っていたときに、この検討委員会のことを知りました。

私は、共生社会とは、まさに人と人との友愛で結ばれることにより訪れると信じています。だからこそ、まず、自分の住む札幌を友愛で結ばれた場所にしようと思っています。

私は、子どもの頃から世界の人と話がしたいと思ってきました。英語を学び続けて、シドニーで、1年、生活したこともあります。さらに、グローバルなサイトでいろいろな国の人と話をしました。そして、今ではたくさんの国に友達があります。こうして、私は、世界の人たちの様子や考え方を知りました。そして、自分のことであるかのように世界をイメージできるようになりました。

私は、東京や京都にも住んだことがあって、だからこそ、日本の都市である札幌のよさと課題とを経験として実感しています。札幌の長所は、大きな都市であることにも関わらず、ゆとりがあって治安がよいことと、環境が整備されていることだと思います。一方、その課題は、自分の知らないコミュニティーの人たちへの無理解と無関心ではないかと思っています。生きづらさを抱えている人たちと知り合ったり語り合ったりするチャンスがつく

れない、だから、分からないままだし、関心を持つこともできない。この問題を解決することが、共生社会を実現するために重要なことなのではないでしょうか。

というところで、多分、そろそろ時間なので、お話を終えようと思います。

ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、高橋副座長、お願いいたします。

○高橋副座長 共生社会を考える際、私は二つのことを念頭に置きたいというふうに考えております。

もう既に皆様から出ていることではありますけれども、まず最初に、現在の社会のありようは、いわゆるマジョリティのまなざしによってつくられているのではないかと疑ってみるということです。多様な人々がインクルードされている社会をつくるには、現在の社会を少しよいものに修正していこうというところから始めるというよりも、現在のありよう自体を一度捉え直してみるところから始まると思います。これは、相内委員がおっしゃっていた、障がいの医学モデル、社会モデルという考え方もそうですけれども、まずは、私たち一人一人が社会を見る、社会を考える際のまなざしを問い直す、考え方を問い直すということです。

次に、個人が多様な人々とともに暮らすには、先ほどからも出ているように、まずは他者に関心を持つこと、そして、他者のことを知ることが重要だというふうに考えます。そういったそれぞれの考え方を総体的に捉えながら、全ての人々が安寧に、そして、平和に暮らすことができる方向性を共に考えていく、悩んでいくということが重要ではないかと思えます。

ただし、その前提として共有しておかなければならないのは、もちろん他者を尊重することですし、そして、私は、やっぱり平和を希求するという姿勢ではないかというふうに思います。これは、私自身への問いでもありますけれども、ここでの議論を通して、私自身も改めてこういったことを考えて、そして、学ばせていただきたいと思えます。

ですから、この条例は、できたらそれで完成ということではなくて、多分、条例は全ての人々にとってスタートであって、そこから本当の共生社会をつくっていくということを私たち自身が心の中に共有して、そして、それを学ぶプロセスとして考えていくということではないかなと思います。

以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

それでは、欠席の委員の皆さんのご意見はまた後でご紹介したいと思うのですが、私からも少しお話をさせていただきたいと思えます。

皆様のご意見は私も本当に共感することばかりで、それに何をかぶせるかというところでございますけれども、今、高橋副座長や山口委員から世界という話が出てきましたが、日々のニュースを見ていると、共生どころではなく、世界的に分断が進んでいるという

ニュースが目飛び込んでくる、我々はまさにこういう中でこの条例をつくっていくのだということを、もう一回、立ち止まって考えたいと思います。

先ほど、フレームワーク、固定概念があるというご意見がありましたけれども、大人はそれを打ち壊すのがなかなか難しいと思うのです。それで、この条例は、子どもたちに呼びかけるようなかたちにしたいと思っていて、子どもたちが小学校の教材でも使えるような易しい言葉に置き換えた条例にしたい。浅香委員も子どもの頃の記憶をおっしゃったけれども、子どもの頃から、共生社会はこういうもので、それが当たり前だと、そして、札幌市はそういう条例を持っているまちなのだということも小学校1年の社会科からやってみてもらえばいい。そうしたら、大人が子どもたちから学ぶということもあるのかなと思います。小学生でも分かるような表現にしたいというのが私の一つの考えです。

それから、無理解、無関心は本当に札幌市の弱点です。アクセスが良く便利な社会なものですから、非常に個人化が進んでいて、コミュニティが育ちにくい状況です。それはいろいろな意識調査から分っていますが、このことは、今後、本当に札幌市の弱点になっていくと私は思っています。

その意味で、共生社会としてどういう社会を目指すかというときに、私としては、呼びかけに応える社会というふうな言葉はどうかなというふうに思っております。いざというときに声を掛け合えるか、支え合えるか、そういうことが結局は共生社会ということなのではないかなと、それは、もう誰一人取り残さないということです。障がいのある方やLGBTQ、いろいろなマイノリティの方もいるけれども、まずはそのフレームワークを取り払って、誰も取り残さないで何かあったときに声を掛け合える、支え合える、それから、そういうものに応答し合える、応答し合う社会、そういう共生社会を目指すのだよというところを子どもたちに分かるような言葉で表現できないかなと。そういうことが私の考えた理念というか、文言でして、そういうふうに応答し合える社会というのが、結局は、一番、足腰の強い社会なのだというふうに私は思っております。何かあったときに、みんなが自分だけ逃げることに必死になる社会というのは弱い社会であって、みんなが助け合える社会というのが足腰の強い社会ということになるわけですから、その意味では、持続可能性を考えたときにもそういう社会を目指していくことが重要ななんていうふうに思って、今日、私は参りました。できれば、子どもも分かり合える、もしくは、子どもたちに呼びかける、そういう条例であってほしいなというふうに思っております。

私の意見はそんなところですけども、では、続いて、欠席された委員の皆様から提出されたご意見を事務局からご紹介いただきたいと思います。

お願いします。

○事務局（松原推進担当課長） 本日欠席された委員のうち、牧野委員、池田委員からご意見を頂戴しておりますので、私からご紹介させていただきます。

まず、牧野委員のご意見です。

社会には多様な人がいます。自分とは違う存在を差別したり偏見を持つことが、ハンデ

ィのある人たちの生きづらさの原因になっていることがあります。知らないから、差別や偏見が生まれるのだと考えます。いろいろな人がいて当たり前であるということ。自分には関係がないと気がつかなかったり、知らないで他人ごとで済ませてしまいます。

また、親がしていること、考え方が、子どもにも影響しているようにも感じます。若い世代や子どもの頃から知ること、意識が変わると考えます。意識が変わることで、環境も変わります。思いやりの心や自分事として考えることのできる多様な人への理解が、いつかは自分の住む環境が住みやすく優しい環境になると考えています。まずは、関わって知っていただくことから差別や偏見をなくし、共生社会の実現を望みます。

牧野委員の意見は以上になります。

続きまして、池田委員のご意見です。

本日出張のため、第1回の検討委員会に欠席となることをお許しください。

つきましては、考え方についての参考として、以下に論点を絞って簡潔に意見を述べさせていただきます。

まず、1点目は、互いを知ること。

まずは、多様な存在を知り、共通性あるいは違いを互いに知ることが重要と考えます。既に様々な啓発事業等が行われていると思いますが、各種の障がいや認知症、その他、知ってはいても理解が十分でないものが多いと思います。理解を深めるための取組が求められます。

2点目は、共同すること。

支援者と障がい当事者が共にある課題に取り組む共同創造Co-Productionの考え方が注目されています。その原則は、平等性、多様性、アクセス性、これは誰もが参加できるというもの、それから、互惠性とされており、現状を改善する、あるいは、重要な変革をもたらす可能性を持つ取組です。障がいを理解するための研修会を一緒に企画するなど、その一例です。過去の研究から、共同で取り組むことは互いの理解を深め、それを通して何かを創造したという結果は、互いを必要な存在として認知することにつながるということも知られています。

上記の二つは、どのような対象にも当てはまることです。特に、共同すること、これを協働と言い換えてもいいかもしれません。これは、大きな意義を持つことから、様々な対象、レベル、機会において、共同（協働）での活動が促進されるような仕組みが求められています。

したがって、（仮称）共生社会推進条例の策定においては、この視点を盛り込み、多様な人々それぞれが活動に参画するだけでなく、それぞれが「共同（協働）しながら参画すること」を条項に含めるのがよいのではないのでしょうか。

なお、以上のことから、今後予定される展開プログラム等でも共同（協働）創造の視点が生かされた開催形式が望ましいと考えます。

池田委員の意見は以上になります。

ご紹介は以上です。

○梶井座長 ありがとうございます。

本日、意見交換ということで皆様のご意見をいただきましたけれども、欠席の委員の皆様のご意見も含めて大変有意義な意見交換になりましたし、何か、この会議での方向性というものは共有できたのではないかな、皆さん、それぞれのお立場は違っても、何か、同じ方向を見て、感じるものの方向性がすごく共有されていたなと感じたところでございます。

それでは、一巡ということでご意見をお伺いしましたが、もしほかの委員のご意見を聞いて、さらにちょっと追加ということがおありになりましたらお出しいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

発言の順番で有利、不利があったかもしれませんが、大丈夫でしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井座長 それでは、本当に充実した意見をいただきました。まさに、知ること、まずは、我々がお互いに知る、問題の所在とか方向性を知るところで大変理解が深まった第1回目になったなと思っております。本当にありがとうございます。

事務局から何かコメントがありましたら、お願いいたします。

○事務局(山内ユニバーサル推進室長) 今日はいろいろ貴重なご意見をありがとうございます。

まず、今日、一番多く出た言葉としては、共生社会の実現には知ることというのが非常に深く印象に残っております。先ほども申しましたが、我々も4月にこの組織を立ち上げてからいろいろ議論する中で、この半年間、やっぱり、お互いを知ること、知っているつもりでいても実は全然知らなかったということを非常に痛感しております。私も役所に30年勤めていてそれなりにいろいろなことを知っているつもりでいたのですが、この半年間で知ったことというのは今まで全然知らなかったことで、足りなかったのだということを改めて痛感しております。この場を通じ、共生社会ということを改めて市民の皆さんにうまく伝えられるようにこれからいろいろやっていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

我々の取組ですけれども、今日、ご紹介というか、ご相談させていただいた、条例をつくるということ、それから、横連携の施策のプログラムをつくるということに加え、今日は触れてはおりませんが、ハード面のバリアフリーの促進ということも一方でやっております。

市の公共施設というのは、もともといろいろなバリアフリー化に取り組んでいますけれども、これについても、やはり縦割りの部分が否めないところもございまして、そういった隙間を見つけては我々ユニバーサル推進室でそこを埋めるという作業を少しずつやっていって、それから、その取組の加速化ということもやっていきたいと思っております。そういったことも並行して取り組んでいますので、機会があれば、またいろいろなことをご

相談させていただきたいなというふうに思っております。

それでは、改めてですけれども、本日いただいたご意見を踏まえながら事務局において共生社会推進条例や展開プログラムの内容について、次回以降、会議でご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○梶井座長 ありがとうございます。

私は、大変わくわくしております。皆さん、本当に忌憚なくいろいろなご意見をくださって、これだけの力を結集できれば、本当に、市民の皆さん、それから次世代の子どもたちに札幌ならではの共生社会のモデルというものを何か示していけるのではないかと思います。時間は限られておりますが、次世代に残すというところを含めて皆様と一緒にまた進めていく、そういう意味では何か希望が見えた第1回目だったかなというふうに感じております。

本当に、拙い進行でございましたけれども、皆さんのご協力でお昼にもちょっと早く終わることができましたが、大変充実していたと思います。

あと、事務局から、次回の日程などについて何かありますか。

○事務局（山内ユニバーサル推進室長） 次回の会議でございますが、12月18日の月曜日、夜6時からとなっております。夜遅い時間ですけれども、ご参加のほどをよろしく願いいたします。

内容につきましては、本日に引き続きまして、（仮称）共生社会推進条例の検討、（仮称）ユニバーサル展開プログラムの策定、これについてご議論をいただきたいと考えております。

詳細につきましては、改めてご案内をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

8. 閉 会

○梶井座長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。

長時間、どうもありがとうございました。

以 上